

広島県告示第三百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十八年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川上流漁業協同組合

2 住所

山県郡安芸太田町加計八〇一番一号

二 免許番号

内水共第二十一号及び内水共第二十二号

三 変更の内容

第六条第一項中「遊漁料の額は、次のとおりとする。」や「遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額（100円未満の端数は切り捨て）とする。」とある部分の「遊漁料」及び「消費税」の表を次のように改める。

(1) 手釣, 竿釣, ころがし, 抄網, うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合

魚種	漁具, 漁法	遊漁料(税抜)	
		日券	年券
あゆ	抄網(にぎりかかけ)	—	年券 3,000円
		日券 3,000円	年券 10,000円
こい	手釣, 竿釣	日券 1,000円	年券 3,000円
うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎかご, つけ針	日券 1,000円	年券 3,000円
		日券 1,000円	年券 3,000円
ます	手釣, 竿釣	日券 1,000円	年券 3,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具, 漁法	遊漁料(税抜)	
		日券	年券
あゆ	舟釣, 水眼(ほこ・やすの使用を除く)	日券 3,000円	年券 11,000円

附則として次の内容を追加する。「この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、こい, うなぎ及びますの遊漁料については、平成29年1月1日から施行する。」